

平成29年度第6回東久留米市地域自立支援協議会

平成30年1月29日

【地域支援係長】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんばんは。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。これより平成29年度第6回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

初めに、事務局からのお願いです。会議中、携帯電話、スマートフォンの音が出ないように設定していただきますようお願いいたします。

また、会議記録のため、カメラ撮影、録音もさせていただいております。ご了承ください。

本日の会は、会場の関係上、おおむね20時を終了の予定としておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず初めに、資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご確認ください。一番上にありますのが、本日の次第でございます。続きまして、資料1-1、平成29年度第1回住みよいまちづくり部会報告でございます。資料1-2、東久留米市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の素案でございます。最後に、資料番号は振っておりませんが、傍聴の方向けにアンケートもご用意しております。お帰りの際には、アンケートのご記入にご協力をお願い申し上げます。

配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、福祉保健部障害福祉課長より、ご挨拶申し上げます。

【障害福祉課長】 皆さん、こんばんは。東久留米市障害福祉課長の後藤と申します。突然、大雪がございまして、それから1週間がたったわけですが、いまだにあちらこちらにまだまだ雪が残っておりまして、生活に何かと支障を来しておるといふふうに伺っております。私事で恐縮です。ちょっと考えごとをしておりまして、思わず滑って転倒しかけたこともございました。こういったことがあるのは、日ごろの運動不足かなというふうに思っているところでございます。

それはさておきまして、本日は、遅い時間にもかかわらず、平成29年度第6回東久留米市地域自立支援協議会の開催に当たりまして、ご出席、またご参

加いただきましたありがとうございます。

本日初めてのご参加の方もおられるかと思いますので、改めまして本協議会について、ご説明をさせていただきます。この東久留米市地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の規定に基づき、平成24年10月より、障害福祉に関する関係者による相互の連携及び地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置してございます。

市長の委嘱を受けた委員から構成されておりまして、障害者等及びそのご家族、関係機関、関係団体並びに障害者等の福祉、保健医療、教育、または雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者で構成されております。

協議の内容は大きく5つございまして、1つが、相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関する事、地域の関係機関によるネットワークの構築に関する事、地域の社会資源の開発及び改善に関する事、障害福祉計画に関する事、その他障害福祉に関する事で協議会が必要と認めることとされております。

また、この協議会は必要に応じまして専門部会を置くことができるとされておりまして、現在、住みよいまちづくり部会、相談支援部会の2つの部会がございまして、住みよいまちづくり部会では、障害者が地域で生活していく上で発生、存在する、いろいろな事象につきまして、さまざまな角度から検討を行う部会がございまして、また、相談支援部会では、児童、就労、一般相談からグループホームなどのさまざまな問題について、専門の部会委員などの意見を交えながら検討を行う部会がございまして、このようにして、各部会で議論された問題や解決に向けた課題等をこの協議会において委員の皆様にご協議をいただき、これを踏まえまして、市の障害福祉施策に反映させていただいているものでございまして。

本日の協議会がございまして、二部構成でございまして、第一部では、ふだんの定例会の様子をごらんいただくというものになってございまして、続く第二部では、市民の皆様にもご参加いただきまして、協議会委員の皆さんとの質疑応答を予定しております。

先ほど、司会の者も申し上げましたが、大変申しわけございません。本日の協議会、午後8時までの約2時間という時間でございまして、市の障害福祉の状況等について、ご理解いただければ幸いです。

大変長い説明がございましたが、これより平成29年度第6回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。いろいろとこういって皆様とお話しする機会はなかなかございません。二部のほうでは、ぜひ忌

憚のご意見をよろしくお願ひいたします。これをもって挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

【地域支援係長】 続きます、本協議会の会長であります澤会長よりご挨拶いただき、今後の進行についても澤会長にお願いしたいと思います。澤会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】 皆さん、こんばんは。今期の協議会会長を務めさせていただいております澤と申します。よろしくお願ひいたします。

今日は今年度最後の協議会ということで、皆さんのお手元にもありますように、東久留米市の第5期障害福祉計画、それから第1期障害児福祉計画の案についてご検討いただくということになります。特に後半のほうでは、今日は公開型といいますか、参加型という形にさせていただいておりますので、出席していただいている市民の皆さんからも、いろいろとご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、今日初めて参加されるという方もいますので、委員の方より、お名前だけでも自己紹介を簡単にお願ひできればと思います。

では、磯部さんのほうからお願ひいたします。

【委員】 副会長をやらせていただいております社会福祉法人イリアンソスの理事長の磯部です。よろしくお願ひします。

【委員】 さいわい福祉センターの所長をしております飯島と申します。よろしくお願ひいたします。

【委員】 東久留米市社会福祉協議会職員で大櫛と申します。社協では相談支援の担当をしております。よろしくお願ひします。

【委員】 東京都の多摩小平保健所の保健師で橋本と申します。精神保健福祉、あと難病、重心などの活動をしております。よろしくお願ひいたします。

【委員】 民生児童委員の後藤です。よろしくお願ひいたします。

【委員】 東久留米市の社会福祉協議会に籍を置いております松本健彦と申します。よろしくお願ひいたします。

【委員】 高次脳機能障害者家族会「絆」、及川と申します。

【委員】 こんにちは。地域生活支援センターめるくまーるの小林と申します。精神障害者の相談支援を担当しています。よろしくお願ひします。

【委員】 東久留米市手をつなぐ親の会と申しまして、知的障害のある子どもを持つ親の会の会長を務めております長田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】 NPO法人優の代表をしております有馬と申します。よろしくお願ひいたします。

【委員】 NPO法人武蔵野の里の所長をしております高原です。よろしく
お願いします。

【委員】 東久留米市内に住んでいる聴覚障害者の団体の代表、平山と申し
ます。

【会長】 ありがとうございます。

委員の顔とお名前、何となく覚えていただけましたでしょうか。

それでは、早速会議に移らせていただきます。

まず初めに、定例会ということで、最初に、住みよいまちづくり部会の報告
ということで、これは磯部さんのほうから、よろしくお願ひいたします。

【委員】 まちづくり部会の部会長をやっています磯部です。手元に資料1
ー1で、去年の12月19日に部会を開きました。

メンバーは、私と、飯島さん、平山さん、及川さん、この後藤さんは誰だっ
け？

【委員】 私。

【委員】 後藤さんと、あと橋本さんと、委員ではないんですけども、前
委員だった民生委員の多功さんに入ってもらって、あと長田さん。あと、事務
局とで話し合いました。

済みませんね。

議題としては、この3つの提案がありましたので話しました。

1の障害・難病等啓発事業補助金についてということについては、補助金事
業がありまして、今年度の予算がまだあるということで、それをどういうふう
に使おうかという話し合いをしました。

結論としては、各団体に1回しか使えないというところを、必要性も含めて
複数回可能にすることもできないだろうかという議論もありましたが、今後の
参加していない団体のこともあるので、基本的には行政のほうで持ち帰って、
もう1回検討するということになっています。

障害者の災害時の避難所における対応ということで、災害時の対応につい
ては、部会でもずっと取り組んできているんですけども、市議会で医療的ケア
がどのようになっているのかという質問があった。ほかに、災害発生時の聴覚
障害への情報伝達方法について質問があったということで、それについての確
認、話し合いをしました。

聴覚障害の前から要望であった地域を4つに分けて手話通訳を置けないかと
いうような要望とかも確認したりとかしました。

意識調査で地域の防災組織に項目がありまして、その中で、やっぱり自立し
ている人たちの避難の支援が不安を持っている方が多いということで、それに

対してどう対応していったらいいかというような話もしました。

具体的なところまではいかなかったんですけども、前々から私のほうでも要望しているんですが、モデルケースをつくりながら、地域の中でいろいろな障害の人たちが生活をされているので、そういう人たちも含めて、自治体との避難訓練とかができたらいんじゃないかという話をしました。事務局のほうでは、聴覚障害者をきっかけに始めていきたいというふうな話をいただきました。

その他として、今後の部会をどう動かしていくのかということで、差別解消法を含む啓発事業とか、災害についてを取り組んでいきたい。特に東久留米の場合、氷川台自治会がかなり災害対応には力を入れているということがありますので、そういう自治会との連携を1つのモデルにしてやれたらいいんじゃないかというふうに思っています。

今日、報告がないんですけども、1月19日に、研修会を自立支援協議会の主催で、ここで行いました。講師の方の話はとてもよかったですけれども、私がまちづくり部会の部会長として、市に対して抗議をしたいと思います。

というのは、講師の方が30分おくれまして、その間、課長さんがいろいろお話をされていたんですけども、その話の中で、フロアから質問をされたときに、質問者が、「東久留米では障害者差別解消条例をつくらないんですか」と聞いたところ、課長の発言の中で、ちょっとびっくりするような発言がありました。1つは、「多摩26市では、どこもつくる予定はない」という発言。それから、「罰則規定を設けたら、企業が市外に逃げていってしまう。そうしたらどうしますか」というふうな発言がありました。ちょっとびっくりしたので、いろいろ何人かに聞いたのですけれども、やっぱりそういう発言がされていたよね。さっき報告したように、差別解消法は、共生社会の実現のためにやろうということで取り組んでいるのにもかかわらず、条例をつくったら企業が東久留米市からいなくなってしまうという発言は、どういうことなのかということでは、私は、部会長としてこの部会を運営していく上では、ほんとうに腹が立って、今日はそのことに対して抗議をしたいというふうに思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

まず、今、まちづくり部会のほうから報告がございました。啓発事業補助金のことと、あと、災害ということについての話し合いがもたれたということがあります。

啓発事業の補助金につきましては、これは障害ということについて、市民の方を含めて理解を深め広く知っていただくということを目的にしている事業の

1つであります。

それから、災害ということにつきましては、最近も草津のほうで噴火があったりとか、また、都内でも非常にたくさん雪が降って、少し交通が麻痺するとか、いろいろありました。草津の火山が爆発するのを見ていると、大きい地震などもほんとうに視野に入れて考えていかなければいけないという時期になっているのかなというふうに思います。そういったことも踏まえて、いろいろそこをご相談をしていただいているということでもあります。

それと、最後に、磯部さんのほうから抗議ということでご意見がありました。これについては、どうでしょうか、協議会という立場で考えますと、確かに磯部さんのおっしゃるとおりかと思えます。市とか都とか、いろいろそれぞれの立場はあるんでしょうけれども、特にこの自立支援協議会の中では、障害のある方の生活をよりよくしていく。あるいは、その理解の啓発をしていくということでも話し合いを続けてきているわけですので、この点については、1つの戒めといいますか、そういう形で整理をしていきたいかなというふうに思っておりますが、何かコメントはございますでしょうか。

【障害福祉課長】 　　ただいま磯部委員のほうからお話しいただいた中で、まづもって言葉が足りなかった点をお詫び申し上げたいと思います。

私といたしましては、都の協議会なり、さまざまところでいただいていた情報についてお話をさせていただくのがメインでございました。また、26市の課長会の中においてのさまざまな意見もご紹介をしたいというのが主でございました。

現在のところ、市では、条例についての話は、現時点では議論はございませんが、ただ、それをもって障害者の差別の解消を目指していないということではございません。いずれにいたしましても、説明が足りなかった点については、きちんと今後も説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【会長】 　　ありがとうございます。

磯部さんのほうから何かございますか。

【委員】 　　説明が足りないというか、はっきりとおっしゃったんですよ。差別解消は国の法律として施行されましたね。なのにもかかわらず、これを市で条例をつくると企業が去ってしまうという、我々はグループホームでよく、グループホームが近くにできると土地の価格が下がるという風評被害があるんです。課長の発言はすごく重いと思うんです。公開ですよ。公開なんですよ。今日も公開なんですけれども、課長がそう言っていたら、東久留米の市政はそうなんだと思うし、あと、主催が地域自立支援協議会ですよ。地域自立支援

協議会の委員が全てそう思っていると思われませんか。しかも、今、東京都は差別解消条例をつくっている最中なのにもかかわらず、そういう発言はほんとうに信じられません。説明が足りないのではなくて、やっぱりちょっと認識が足りないんじゃないですか。せっかくなので、後進でいい、後追いでいいというふうな発言があります。東久留米は、1月19日の講演の先生も、独自のつくり上げてきた福祉がある、それを大事にしてほしいという話をいただきました。私もこれを35年間やらせていただいているんですけども、民間や役所や、みんなが頑張っただけで障害のある人たちを支えていこう、その家族にもそれをこたえてやってきた歴史があるんです。そういうものを1つずつ丁寧に積み上げていくことが、私は自立支援協議会の使命だと思っているんです。私たちは、ただ障害のある人を見ていくだけではなくて、そのことをちゃんと市民に伝えるという役割をしなければいけないと、わかりやすく、障害のある人たちがなぜ地域で暮らしていきたいのかということ、きちんとして丁寧に伝えていくということがとても大事だと思っています。そういう意味でも、課長の発言については、注意ではなくて、ほんとうに重い大きな発言だなというふうに思っておりますので、説明不足ということではないのではないかと、今日では自立支援協議会ということで議論しなければならないということもありますので、この点については、今後ともやりとりをさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

【会長】 ありがとうございます。

1月19日、私も業務のために出席できなかったんですけども、外部の先生をお招きして研修会を開かせていただきました。自立支援協議会が主催ということで開いた会でございます。そういった意味では、私のほうからも一言お詫び申し上げるといいますか、責任はやはり会長も当然あると思いますので、今、磯部さんからご発言いただいたことを肝に銘じて、またこの自立支援協議会の中でもそういったご意見をたくさんいただいて、さらに理解が深まるような、そういった話し合いをしていければというふうに思います。

この点については、よろしいでしょうか。

【福祉保健部長】 会長、よろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【福祉保健部長】 ただいまの磯部委員からのお話、課長のほうから不適切な発言が当日にあったということで、私どもの立場といたしましては、障害者差別解消法、こういった法の趣旨を踏まえて、なおかつ、今、会長からもお話がありましたように、自立支援協議会でのご意見などを踏まえて、障害をお持

ちの方の生活がよりよくなるようにと、そういった方向で検討していく立場でございます。重ねてお詫びを申し上げて、今後ともまたご理解、ご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。課長にも私のほうから指導をしていくつもりでございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの磯部委員からの報告、こちらのまちづくり部会の報告につきまして、ご意見とかご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、議題の2番に移りたいと思います。

東久留米市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の素案についてということで、資料1-2、ホチキスどめの冊子になっております。こちらをごらんください。

それでは、概要につきまして、幾つか区切ってお話をさせていただければと思います。

では、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【管理係長】 私から、東久留米市第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の素案についてご説明をさせていただきます。着席にてご説明させていただきます。

こちらの計画、全部で76ページのものになるんですが、全部を細かく説明していくことは時間的に困難ですので、かいつまんでの説明になりますので、ご了解をお願いします。

まず、ページをめくっていただいて3ページをごらんください。

こちらの計画の性格というところになるんですが、こちらの計画は、障害者総合支援法、また児童福祉法が一部改正されまして、改正後の児童福祉法に基づく計画となっており、今回は障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定するものとなっております。

ページをめくっていただいて4ページをごらんください。

中段の計画の期間ですが、こちらの計画は、30年度を初年度として、32年度までの3年間の計画となっております。

こちらの計画の期間が終了する32年と33年のところで、また今回と同じように、自立支援協議会で検討していただきながら、次期計画を策定していくという流れになります。

隣、5ページ、計画策定の方法についてですが、こちらの計画について、国のほうから基本的な指針が出ておりまして、まず、その基本的な考え方が示されております。大きく分かれて、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する

基本的な考え方、相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方、障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方、こちらの基本的な考え方というものと、もう1つ、成果目標というものがございまして、障害児福祉サービス、また障害児通所支援等の提供体制確保にかかわる目標ということで、具体的な数値目標を定めるというような指針が出ております。

市では、この指針をもとに、これまでの実績や地域の実情を踏まえ、この計画の素案を策定させていただきました。

6ページになります。

こちらの地域自立支援協議会のことなんですが、この協議会の中で協議、検討していただいた上で、こちらの計画の素案はできております。

また、(3)アンケート調査及びヒアリング調査の実施ということで、昨年の夏に当事者を対象としたアンケート調査を実施しまして、そちらの結果をまた反映させていただいております。

また、障害関係の事業所等にヒアリング調査を行いまして、そちらの結果も踏まえ、計画の素案ができております。

また、こちらのほうは、後ほど簡単に説明をさせていただきます。

(4)パブリックコメント等の実施ということで、こちらの協議会の後、パブリックコメントを予定しておりまして、2月の中旬から3月の中旬にかけて、一般の市民の方からご意見をいただく機会を設ける予定となっております。

ページをめくっていただいて7ページになります。

障害のある人の現状と推計ということで、統計的な資料となっております。

まず、身体障害者の状況ということで、平成29年10月の時点で障害者手帳をお持ちの方は3,414名となっております。こちらの資料で障害の内訳や年齢構成、等級の構成などの資料を用意させていただいております。

10ページを見ていただいて、知的障害者の状況ということで、平成29年10月時点で愛の手帳、知的障害者の手帳をお持ちの方は867名となっております。同じように、年齢構成や障害の程度に応じて統計資料をご用意させていただいております。

12ページです。

(3)精神障害者の状況ということで、10月1日時点、精神障害者福祉手帳をお持ちの方は1,054名。また、自立支援医療(精神通院)の受給者の数は2,031名となっております。こちらにも同様に、資料を載せさせていただいております。

13ページの下段になりますが、29年10月1日現在、自立支援医療を受けている方で、高次脳機能障害をお持ちの方は13名という数になっておりま

す。

めくっていただいて14ページ、発達障害者の状況でございます。

診断書の記載からの抽出になりますが、29年10月1日現在、自立支援医療を受けている方で発達障害の人数としては151名という数になっております。失礼しました。141名です。こちら、151名は間違いですので、訂正をさせていただきます。

(5) 難病・小児慢性疾患の医療費助成の受給者の状況でございます。難病医療費助成の受給者の数は1,161名、小児慢性医療費助成の受給者の数は74名となっております。

また、15ページから、わかくさ学園の相談件数であったり、特別支援学級の在籍状況であったり、また、就労に関して、ハローワークのほうから資料をいただきましたものであったり、載せさせていただいておりますので、説明については省略させていただきます。

19ページをごらんください。

先ほど少し説明させていただきました昨年の29年7月から8月までに行ったアンケート調査の集計となっております。当事者を対象に3,496名の方にアンケート調査を送らせていただきまして、有効回答数としては2,146通、回収率としては61.4%となっております。

こちらのアンケート調査の結果ですけれども、協議会の委員の方には、調査の報告書をお渡ししているんですが、こちらは、後日、ホームページに掲載する予定となっておりますので、抜粋は載せてあるんですが、細かな集計結果等については、興味を持たれた方はそちらのほうを見ていただきたいと思います。

38ページをごらんください。

同じく昨年の8月に、当事者団体に対してヒアリング調査を行いまして、そちらの集計結果となっております。こちらにも個別に説明は省略させていただきます。

41ページをごらんください。

事業所ヒアリングのまとめということで、主に通所系の事業所を持っている市内の16法人に対してヒアリング調査を行いました。そちらのまとめとなっております。こちらにもご意見のご紹介は省略させていただきます。

49ページをごらんください。

49ページから、障害福祉計画の中身となっております。

まず、障害福祉計画の基本的な考え方として、(1)訪問系及び日中活動系サービスの提供体制の充実。(2)一般就労等への移行支援の推進。(3)入所施設等からの地域移行の推進。(4)サービス等利用計画の提供体制の確保。こち

らの4つを基本的な考えとして計画を策定しております。

51ページをごらんください。

平成32年度に向けた目標の設定ということで、先ほど、基本指針についてご説明させていただいているんですが、その成果目標に当たる部分がこちらとなっております。

まず、(1)として、福祉施設入所者の地域生活への移行ということで、32年度末の目標を設定しているわけですが、28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとしております。ちょっとわかりにくいんですけども、下の表を見ていただきたいんですが、28年度末の施設入所者の数が、東久留米市においては92名となっており、9%が約9名という数となっております。なので、この3年間の中で9名の方が地域移行ができるよう目標を設定しているということです。

また、平成32年度末の施設入所者数を28年度末時点の入所者の数から2%以上削減することを基本とするということで、2%が約2名という形になりますので、この2名の方について、入所者の数を減らしていくというような目標となっております。

(2)福祉施設から一般就労への移行促進ということで、平成32年度中に一般就労に移行する人の人数を設定しております。こちらは国の指針で数値目標が設定されているんですが、こちらの協議会の中で、なかなか国の設定を実現するのは厳しいだろうということで、当市においては、28年度の一般就労移行者の数が13名でしたので、138%となる18名の方が32年の間、1年間の中で一般就労へ移行できるよう目標を設定しております。

めくっていただいて52ページ、(3)就労移行支援事業の利用者数。

こちらは、就労移行支援のサービスを利用されている方の人数を28年度末における利用者の数から2割以上増えるということを目指しております。28年度末の利用者の数が34名でしたので、41名、120.58%になるんですが、こちらを32年度の利用者の目標の数値として設定しております。

また、(4)就労移行支援事業所の就労移行率ということで、先ほどの就労移行支援事業を実際にやっている事業所の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上、ちょっとわかりにくい設定なんですけれども、全体の50%の事業所が3割以上の移行率を達成できるよう目標を設定しております。

(5)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、こちらは読ませていただきます。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議会や専門部会など、協議の場の設置について検討します。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看

護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することや、複数市町村による共同設置も含め検討します」ということで、現在、協議会では、具体的にまだ議論をしていない状況ではありますが、計画として今後そういったものを検討していくというふうになっております。

また、(6)地域生活支援拠点等の整備ということで、東久留米市においては、第4期、前回の障害福祉計画において、障害者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、地域生活の支援のための機能を整備して、障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するため、地域生活支援拠点の整備について検討してきました。まだ具体的な結論には至っていないのですが、今回、第5期障害福祉計画についても、引き続き目標として検討を進めていきます。

53ページ、事業量の見込みをごらんください。

こちらからは、各サービスの具体的なサービスの目標、計画値を載せさせていただいております。全部を紹介することはできないので、今年度4月、30年度から新しい事業の開始が予定されていまして、そちらのほうを中心にご説明させていただきます。

57ページをごらんください。

中段になるんですが、就労定着支援ということで、平成30年度からの事業となっております。就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要な支援を行いますということで、まだ国から細かなサービスの基準であるとか、こういったものが示されていない状態ではあるんですが、こちら、事業所等のヒアリングを踏まえて、目標を設定させていただいております。

59ページをごらんください。

居住系サービスの中で、また同じように新しいサービスとして、自立生活援助というものが予定されております。こちらのサービスですが、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた方で、一人暮らしを希望する方に対し、定期的に居宅を訪問して、家事・家計・健康状態・人間関係などについて確認を行い、また必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際には、訪問、電話、メール等による随時の対応も行うというようなサービスになっております。

こちらも同様に、事業所のヒアリング、または協議会のご意見等を参考にしながら、計画の見込み値を設定しております。

めくっていただいて62ページ。

先ほどまではサービスの目標ということになっているんですが、自立支援医療、大きく分けて3つ、更生医療、育成医療、精神通院医療というものがあるんですが、そちらについての計画値を載せさせていただいております。

また、(6)補装具についても、実績をもとに計画値を定めております。

また、補装具については、30年度の法改正の中で、補装具のレンタルという制度が開始の予定になっているんですが、こちらはまだ制度の細かな概要が示されていない状況ですので、こちらの計画の中にレンタルのものは入っていないというような状況になっております。

(6)地域生活支援事業、隣の63ページからになりますが、医療支援であったり、日常生活用具、訪問入浴等のサービスの計画値について定めさせていただいております。

先生、どうでしょうか。ここで一旦切りますか。

【会長】 障害福祉計画のほうはそこまでの説明ですか。

【管理係長】 そうですね。

【会長】 では、そこで一度区切りたいと思います。

特に一般でご参加の方は、何のことやらちょっとわからないというようなことも含まれているかもしれませんが、このお配りした冊子の特に前半のほうは、昨年行いましたアンケートの調査、そしてヒアリングの調査の結果を概要としてまとめたものです。数字やグラフ、表などが多くてわかりにくいと思うんですけども、後ほどゆっくりとごらんになっていただければというふうに思います。

それから、障害福祉計画についてなんですけれども、今、事務局のほうからもご説明いただきましたが、細かい数値、目標数値というものを設定する必要があります。具体的に、例えば51ページをごらんいただくとわかるんですけども、数値の提示の仕方がいろいろ混ざっていてわかりにくいところはあると思うんですが、1つは、この計画、次の計画は32年度の完了ということになりますので、その32年度、3年後にどういう姿になっているのかということをご想定して数字を出しているということでもあります。

それから、55ページ以降には、それぞれのサービスや支援に対する細かい数値が載っております。この数値に関しましては、第4期あるいはその前の第3期、この間に継続して行ってきたサービスの利用数、そういったものをまず踏まえて考えているというのが1つです。それから、先ほど行いましたアンケートやヒアリング調査の結果、こういったものを含めているということ。あともう1つは、実際に支援に携わっている事業所等々の現状、実情といったよう

なものも踏まえて策定しております。

ですので、事業量見込み、この計画値に関しては、非常に数値が急激に増えているところもありますし、変わっていないところもありますし、微増といたしますか、少しだけ増えているというような、数値だけ見ると、この意味合いはちょっとわかりにくいかと思うんですけれども、いろいろな状況を勘案して、これまで自立支援協議会の中で話し合っただけで入れた数値というふうにお考えいただければいいかと思えます。

また、あくまでもこれは見込み値ですので、例えば来年度、平成30年度、実際にこの事業を行った中で、また想定していなかった数字が出てくるとも生じてくるかと思えます。特にこの後、説明させていただく障害児の福祉計画につきましては、今期から初めて策定するということですので、そういう意味では、数字の面ではなかなか読めない部分も当然含まれてくるかと思えます。そういったところを頭の片隅に入れておいていただきまして、また一般参加の方には、後ほど、ご質問等々があれば承りたいと思っております。

まず、委員の方の中で、今、事務局からあった説明につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

委員の方々には、前回、このアンケート結果などを見ていただいているんですけれども、いかがでしょうか。

では、高原さん、お願いいたします。

【委員】 高原です。

53ページの訪問系サービスの中の居宅介護というものがありますけれども、これは今期の計画としては、78人、858時間ということで、利用実績のほうも、平成27年から見まして、あまり変わっていないんですけれども、これが果たしてほんとうにニーズがないので変わっていないのか、あるいは、ニーズはあるけれども、なかなか利用できないのかという、それがちょっと気になるところがありまして、私どもの精神の作業所なんですけれども、鬱の方などで通えなくなってしまう方がおられまして、そうすると、自宅にこもってしまうという形なんですけれども、そういう方に居宅介護を入れていただいて、1人でこもるような形ではなくて、週1回でも訪問して、掃除ですとか、食事づくりを手伝ったり、お話をすることによって、少しでも回復して、また作業所に通うような形になっていけばいいというふうに思って勧めるんですけれども、実際はなかなかそれが、本人がもういいですというふうに言われまして、他人が家に入ってくるのが嫌だし、鬱のときには人とかかわりたくないということで断られることが結構多いんですけれども、そこを何らかの形で、やはりそういう手しかないものですから、ニーズはあるんですけれども、なかなかそれが

ご本人が断ってしまうと、これを利用して支援するということはできないし、作業所でも何ともならないという、そういうことがあります、それは鬱の方もそうですし、発達障害の方も、なれないことはいいですというふうに断られるものですから、そういったしますと、ここはニーズがないので変わっていないのではなくて、導入がなかなかできないので増えていないという、そこら辺をいつも考えさせられるというところなんですけれども。

【会長】 ありがとうございます。

これは、ここの5期の数字が78ということで、3年間同じ数字が書かれておりますけれども、今、高原さんのほうからもご説明がありましたけれども、ご本人自身がなかなか支援の必要性を感じにくいといったようなこともあったり、あるいは、こちらが支援を勧めても、なかなかそれを納得した形で受けていただけないなどという、実際の本人の感じていらっしゃるニーズと、周りの支援する側の方々が感じていらっしゃるニーズと、そこと実際の実利用者の人数がなかなかカチッと一致しているわけではないというのが実情としてあると思います。

ですので、高原さん、逆に言うと、今後、例えば高原さんのほうで支援を進めていくことで増えていくというような、そういうような予想というものも成り立つのでしょうか。

【委員】 やはりニーズもありますので、これは増やさないといけないのではないかなと個人的には思うんですけれども、ただ、数字だけをまた増やしても使われませんので、ちゃんと有効に使うための手立てというか、そういうものを工夫していかないといけないのではないかなというふうに思っておるところです。

【会長】 ありがとうございます。

54ページですか、訪問系サービスの見込量確保ということで、そこに書いてあるのは、むしろ福祉に携わる人材の不足というようなことが書いてありますけれども、実際にはそういう側面だけではなく、ニーズの掘り起こしといいますか、ニーズをしっかりと認識していくというところで、もう少し考えていかなければいけないことがあるんじゃないかということですね。

どうでしょうか。数値に関しては、高原さん、ほかの方もそうですけれども、これはもっと増やしたほうがいいのか……。

【委員】 もう少し増やしていただきたいです。

【会長】 わかりました。ちょっとこれは高原さんのご意見としてこの場では承って、また後ほど、一般の方とか、パブリックコメントなども踏まえて検討したいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

磯部さん、お願いいたします。

【委員】 磯部です。

51ページの28年度末の施設入所者数92名というのは、これは知的障害だけ、精神は入っていますか。

【管理係長】 全部。

【委員】 全部。厚生労働省で精神の患者住所地、医療機関所在地ベースでの長期入院患者数が公表されましたね。多分もらったと思うんですけども。そういう中で東久留米市に住所を置いてあって65歳未満の方が32名で、65歳以上が59名ということで数字が上がっています。病院所在地、東久留米の病院ということなのかな、65歳未満が31の、65歳以上が64ということなので、これ、入院患者、合計すると、厚労省が出した資料だと、もうこれで91なんだけれども、ここへ知的が入っていないということになるのか。数字がちょっと、これ、この間、うちの「きょうされん」で情報提供で入ったので、各市にも配られているということなんですけれども、説明をお願いします。

【管理係長】 こちらの51ページに書いてある入所者数というのは、障害福祉サービスの施設入所支援を利用されている方の人数ということで、磯部委員のご指摘のあった国から出ている数字というのは、例えば精神病院に長期入院されている方の人数というもので、このサービスを使っている方の人数とはまた別のものとなっております。

【委員】 磯部ですけれども、そうすると、精神の方の退院促進の数値は上げなくていいのかな。

【会長】 ありがとうございます。これは精神の患者さんの数ということですか。

【管理係長】 そうです。

【委員】 精神病院に入っている人たち。

【会長】 計画のほうで出されている入所者数というのは、これは精神、知的、両方含めた値ということなんですか。数字的にはかなり乖離しているといえますか、離れているところもあるのですが、これは、例えば病院に入院されている患者さんの場合は、この市というのは……。そうか、病院の所在地と住所地ですね。では、住所地というのがいわゆる市民ということになるわけですね。91名という数字が出ておりますけれども、そうしますと、かなりの数の方が病院にのみかかっているという状況にあるということでしょうか。

いかがでしょうか。私は、数字がまだ把握し切れない部分がありますが。

【管理係長】 国の指針の中で、さまざまな目標数値について指針で出てい

る中で、うちの市のこの素案の中では、全てについて具体的に目標数値を設定しているわけではないということなのですが、では、その精神の方についての目標の記載はどこにあるかというところ、52ページの(5)になるんですが、具体的な数字で、例えば退院目標の人数とかというものは設けていないんですが、地域で包括的に支援していく、それを協議していく場を検討していきますというところ、大きく言えば、ここに先ほどのお話も入ってくるのかなというところがございます。

【会長】 どうぞ。

【委員】 磯部です。

厚生省も最近情報提供したので、市のほうもまだ対応していないと思うんですが、この数字はどこかでまた載せていかないと、我々の中でしっかりと入院されている方たちが、東久留米でもこれだけいるんだということは、市民としてはとても大事なことだなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

【会長】 どうぞ。

【委員】 ただいまの精神のほうの長期入院の件なんですけれども、今回の障害福祉計画は、総合支援法に基づく福祉計画ということで、あちらの長期入院のほうは、精神保健福祉法とか、そちらの医療の関係のほうの計画に入るので、こちらにはないのではないかというふうに想像するんですけれども。

【委員】 先ほど、答えてくれていたと思うんです。

【委員】 同じことでしたか。

【委員】 いやいや、本来的には載らなくてはいけないのではないかという話。

【委員】 本来的には。そうですね、カバーする法律自身がちょっと違うということであれなので、目標としては載せていいかなとは思いますがけれども。

【会長】 数字の解釈でちょっと混乱してしまいましたけれども、こちらの福祉計画のほうに載っている数値は、あくまでも市のほうで把握している入所者数ということで、今、厚生労働省からいただいたデータは、病院も含めてということですので、潜在的にこれだけのニーズがおそらくあるであろうということですね。ですので、これはもしかすると今回の計画にも関連してくるかもしれないかもしれませんけれども、今後はこの数字、91という数字ですけれども、この数字をかなり見据えていかなければいけなくなってくるのかなと。これは先ほど、高原さんがおっしゃったニーズの掘り起こしというところともかなり関係してくると思います。実際、病院とかに入院されている方で、そういった福祉的なサービスであるとか、そういったことを求めている、あるいは知らないとい

う方も実際にいらっしゃるのではないかと思いますので、なかなか難しい問題ではありますけれども、ニーズの開拓ということと、実際のサービスの兼ね合いを、これは次の来年度の中では少し話し合っていく必要があるのかというふうに思います。

こういう情報というのは、自動的に届くものではなくて、みずから発掘……。

【委員】 いやいや、自動的に。

【会長】 自動的にやってくるんですか。

私も全然、これは、正直、初めて見せていただくデータで知らなかったんですけれども、特に事業所関係の委員の方で、こういった情報が逐次入ってくる、入手されるという方は、ぜひこういったところでもご披露していただいて、話し合いの1つの観点にしていければなというふうに思います。

少し予定の時間を過ぎてしまったのですが、ほかにご意見……。

では、小林さん。ちょっと小林さんのほうが早かったですかね。

【委員】 めるくまーるの小林と申します。

今の精神障害者の入院者数に対する福祉サービスに関しては、地域移行支援というのがありまして、一応、61ページで数としては1ということで載っているんです。ただ、地域移行というのが、福祉サービスと病院側との連携によるものなので、病院側としては福祉サービスを利用してもメリットがないというところで、なかなか連携がうまくいかないというところで数が伸び悩んでいるというところが今現状であると思います。

それと、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、57ページの就労定着支援、30年度からの新規事業なんですけれども、これは、やる場所は、就労移行支援事業所がやるということによろしいのでしょうか。それとも何か新たにそういう事業所が立ち上がったということなんでしょうか。済みません、教えてください。

【会長】 これは、磯部さん、どう……。

【委員】 いやいや、俺は知らない。

【会長】 これは現状あるところをベースにということでしょうか。

どうでしょうか。

【管理係長】 就労定着支援については、どこがサービスを実際にやるかというご質問だと思うんですけども、現時点で、サービスをやるに当たっては東京都の指定基準を満たして指定を受ける必要があるんですが、その基準がまだ明確に出ていない状況の中でヒアリングをしたところ、幾つかの事業所が興味というか、検討をしているという状況の中で、その意見をもとに数値目標を設定させていただいたということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 磯部ですけれども、今の就労定着支援なんですけど、今言ったように、まだ基準が決まっていないということと、あと、3年という期限つきだということで、3年後はどこにつなげるのかということ、就労・生活支援センターにつなげるということで国が指針を出しているんですが、東京には6カ所しかないんです。めるくまーもさいわいも東京都の制度として委託されていると思うんですけども、中ポツが東京は6カ所しかないということで、それだとなかなか受け皿としてならないので、そこら辺は厚労省のほうにも訴えているというのが現状です。

【会長】 ありがとうございます。

では、有馬さん、お願いいたします。

【委員】 66ページの青年・成人期の余暇活動についてなんですけれども、前期の第4期のときには、「日中一時のグループ支援方式を検討すべきとの意見が出され」というところで、日中一時でグループ支援を実際に開始になって、日中一時の動きとしては、とても楽になったんですけども、この日中一時の64ページの数値を見ると、そういうものも含めての数値なのか、この生涯学習や地域生活支援拠点の考え方も踏まえというところで、全く別物として考えるのか、前期の日中一時支援の、このときには、日中一時支援でみたいな話もあったところだったので、事業所としてはどういうふうに考えていけばいいのかということところです。

【会長】 ありがとうございます。

この余暇活動に関しては、前回の協議会の中でもいろいろとご意見があったところであるかと思えます。特に一番最後を書いてある「調査・研究していきます」というところが、どれくらいの意味合いを持っているのかということがちょっと気にはなるんですけども、数値としては、変化なしというようなあらわれ方をしております。

実利用者数について、少し数値が上がっているということになっているんですけども、前回では、余暇活動の場の広がりということを考えたときに、こういうようなサービスの量の増え方というのがどうなのかということは、ご意見としてありました。

これ、有馬さんの的には、どうですか、もう少し数値が上がってしかるべきということでしょうか。

【委員】 やっぱり青年・成人の余暇活動が日中一時のサービスでいいというわけではないと思うので、この調査・研究というところに期待をしたいところですけども。

【委員】 どこ？

【委員】 66ページが一番最後の部分の……。だから、日中一時で青年余暇をやることとは一致しないのかなと思ってはいます。

【会長】 そうですね。これは前回ご意見をいただいたところで、余暇活動においてもさまざまな場があるし、ご本人の選択ということもあるだろうということで、自立支援というサービスの1つの形の中におさめることはできないだろうということなんですね。ただ、具体的に数値というか、計画としてあらわすというところで、なかなかあらわしにくい部分だとは思っています。その曖昧な部分まで含めて、この「調査・研究」というところに含まれてしまっているんですけれども、そう考えますと、今度は、調査・研究を具体的にどうやっていくのかというところが非常に大きな課題になってきますね。

今回は、余暇活動に関しては、特にアンケートとかの中では特別な項目立てはありましたか。

【委員】 36ページの上のところに、「成人期の余暇活動の場づくり」というのが、今後、取り組むべきと思うというのに……。

【会長】 どこですか。36ページの……。

【委員】 真ん中に。

【会長】 真ん中。

【委員】 成人期の……。

【会長】 ありますね。「成人期の余暇活動の場づくり」というところでパーセンテージが上がってきています。特に知的障害の方、発達障害の方のパーセンテージが高いということですね。

逆に言うと、場が少ないということでしょうか。そう考えると、日中一時支援だけではやはりまかなえない部分は当然出てくるというふうに思います。

これは私も勉強不足なんですけれども、具体的なそれ以外の場所ということでは、今現在、活動している場は何かあるのでしょうか。

【委員】 東久留米市内では、かるがもさんが自費と日中一時というサービスを使わせていただいて、実際は活動していますけれども、やっぱり日中一時がそれに、ここにあるように「家族の緊急時やレスパイトのニーズに対応します」という言葉に当てはめるとしたら、本来の使い方ではないというのはすごく感じているところです。東京都の包括の事業とかもあるので、そういう話し合いができるようなところがあるといいなと思ってはいます。

【会長】 ありがとうございます。

今すぐこの場で回答ということが難しいんですけれども、少なくともこの場、自立支援協議会の場の中では、1つ課題といいますか、話し合いのテーマとし

て掲げていきたいというふうに思います。

【委員】 いいですか。

【会長】 はい。

【委員】 磯部です。

成人期の余暇活用、大事なのはわかっているんだけど、ただ、全部が制度でまかなうわけにはなかなかいかないの、やっぱりどういう暮らしをしているのかということ、浮き彫りにしながら、インフォーマルな活動をしていることなども調査したりとかしていく必要があるのかなというふうに思うので、ぜひ有馬さん中心に調査していただいて……。

実態をどう把握するかというところから始めないと、その中でほんとうに必要な人たちが浮き彫りになるような気がするの、そういうこともちゃんと我々の中でも、市の協力を得ながらやっていく必要があるのかなというふうに思います。

【会長】 ありがとうございます。

市のほうでも非常に細かいアンケートをとっていただきましたけれども、どうしても中身とか質的な部分ということになると、実際にそのそばで働いていらっしゃる、あるいは支援に携わっている方の見方ということで調べていく必要があるかと思っておりますので、来年は、では、有馬さんにぜひ活動していただくということでお願いしたいなと思っております。

さて、時間がかかなり迫ってきておまして、いろいろご意見あるかと思うんですが、まず障害児福祉計画、第4章のところ、その部分をまだ説明がされておりませんので、まずその部分を事務局のほうからご説明いただければと思います。それが終わったら、ちょっとだけ休憩時間を挟みたいと思います。

では、お願いいたします。

【管理係長】 では、障害児福祉計画について、簡単にご説明をさせていただきます。67ページをごらんください。

障害児福祉計画の基本的な考え方ということで、障害福祉計画と同様に、5つの基本的な考え方をもとに計画を策定しております。

まず(1)に、地域支援体制の構築。(2)に、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援。ページをめくっていただいて(3)地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進。(4)特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備。(5)障害児相談支援の提供体制の確保。こちらの基本的な考えをもとに計画を策定しております。

めくっていただいて70ページをごらんください。

こちらが32年度に向けた目標となっております。

目標として、(1) 地域支援体制の構築、障害児相談支援の提供体制の確保。こちらは基本的な考え方をそのまま持っているんですが、(1)として、現在、わかくさ学園で児童発達支援、障害児相談支援、また障害者計画相談支援を行っております。こちらのわかくさ学園の担ってきた機能を勘案しながら、児童発達支援センターの機能について考慮に入れ、当市における地域支援体制の構築、障害児相談支援提供体制の確保について検討します。

(2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進ということで、またわかくさ学園発達相談室で、現在、保護者や保育園などの依頼を受けて、発達に課題を持つ児童に対して訪問による相談・支援を行っております。

また、多様なニーズに対応するため、現在行っている事業を継続した上で、地域社会への参加・インクルージョンの推進に努めていきます。

(3) 関係機関と連携した支援。こちらも現在行っている取り組みとして、わかくさ学園と健康課で行っている乳幼児健診、発達健診時での連携というところを充実して、早期療育につなげていきます。

また、教育委員会や子育て支援課、関係機関等と連携して、それぞれの児童に最適な教育を提供できるよう支援を行います。

また、就学時、卒業時における連携として、教育機関や各事業所との連携を図って、切れ目のない一貫した支援体制を目指していきます。

(4) 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備ということで、重症心身障害児や強度行動障害、高次脳機能障害のある児童や医療的ケアの必要な児童に対して、身近な場所で支援を受けることができるよう、課題等について検討していきますとなっております。

ページをめくっていただいて72ページから、各種サービスの具体的な見込み値、計画値となっております。

こちらですが、前回計画にないサービスとして、保育所等訪問支援を入れさせていただきますいております。第1期の障害児福祉計画の見込み値として、利用者1名の方を入れているのですが、これは現時点、1名の方が利用されている状況がございまして、引き続き毎年同じぐらいの方が利用されることを見越して数値を設定させていただきますいております。

当然、実施する事業所が増えたり、また、利用者が増えていくことも今後は想定されているという状況ではありますが、あくまで現時点での利用状況を勘案して数字は入れさせていただきますいております。

最後に、第5章、計画の推進に向けてということで、引き続き、地域自立支援協議会において、こちらの計画をPDCAサイクルにのっかって、点検、評価等を行っていきたいと考えております。

私からは以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

ちょっと時間が押してしまいましたけれども、ここで少しだけ休憩時間を取りたいと思います。7時半開始ということで、ちょっと短いですが休憩時間を入れたいと思います。

(休 憩)

【会長】 委員の皆さんはお戻りでしょうか。

それでは、先ほどの続きを進めたいと思いますけれども、今、事務局のほうから障害児福祉計画について説明がございましたけれども、まず、委員の方々のほうから、ご意見、ご質問などがあれば、お願いいたします。

磯部さん、お願いいたします。

【委員】 磯部です。

前回いただいた資料と比較してみると、特に(1)の児童発達支援センターの設置のところで、前は平成32年度末までに終えというふうに具体的なものが書いてあったんですが、今回なくなってしまっているのので、さっき説明を聞いてもそこもなかったんですが、ここら辺、どうなったのか説明していただくとありがたいです。

【会長】 では、この点については、よろしいでしょうか、事務局のほうからお願いいたします。

【障害福祉課長】 今、磯部委員がおっしゃったとおり、前回ご提示した内容と若干異なってございます。短い期間でまとめていただく中で、東久留米の実情としましては、わかくさ学園が療育を行ってきたという経過がございます。しかしながら、今回のほうに記載させていただいているとおり、今まで担ってきた機能を勘案しながら、国から示されている児童発達支援センターの機能を考慮してということで、本市における体制の確保ということを検討するというような形で、広く検討するというのをこの中に盛り込むほうが、おそらく多くの方のご意見が反映できるのかなということで、今回、少し表現を変えさせていただいたところでございます。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 前回は「児童発達支援センターの開設に向け、関係機関との調整等を平成32年度末までに終え、事業開始を目指します」と書いてあったんです。今回は「検討します」になってしまっているんですね。だから、ちょっとそこら辺が、32年度に向けた目標ということになると、前回のほうが明確だったので、広くということになりますと、前回のほうが明確だったので、広くということになりますと、具体的にそこら辺は示していかないと、検討はなかなか難しいのではないかなというふうに思います。

【会長】 ありがとうございます。

一般参加の方はちょっとわかりにくいかと思えますけれども、前回の検討のときに、かなり計画について、年度目標を明確化していたんですけれども、今回、そういう意味では、トーンダウンといいますか、「検討」というような言葉で置きかえられております。

今、お話がありましたけれども、センターの設置に関しては、その機能ということをそれぞれの自治体等々で担っていくというのは、これはもう方向性として出されているところです。それを具体的にどういうふうに担っていくのかということ、わかき学園というところが1つ当然候補にといいますか、中心になるということはあるんですけれども、それ以外のリソースとか、やり方というものも含めて探っていこうと、そういった意味合いが含まれているかと思うんですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

これはちょっと僕の個人的な意見にもなってしまいうんですが、先ほどの、例えば73ページの保育所等訪問支援の数値もそうですし、72ページのデイサービス、児童発達支援という数値もそうなんですけれども、今回、これまでの継続した面があるんですが、ただ、新しい計画として今回立てるということで、特に訪問支援などについては、先ほど、事務局からの説明でもありましたけれども、正直、はっきりとした見込みが立ちにくいという面があるかと思えます。支援の提供体制ということに関しても、これはおそらく福祉の領域だけで解決できることではなくて、教育機関であるとか、あるいは保育園とか、そういったところとかなり連携して考えていかなければいけないということなんだと思います。そういった意味で、「勘案しながら」という言葉に変えさせていただいたということだというふうに理解しております。

ただ、やはり東久留米の中で、今までずっと継続してきた、特にわかき学園が中心になって行ってきた支援の体制がありますので、その部分を中心に考えながら、さらにもっといい体制というのでしょうか、考え得るリソースをきちんと掘り出して考えていこうという、そういうことでもありますけれども。

磯部さん、今のところ、どうでしょうか。

【委員】 済みません、会長がいろいろフォローしてくれて。

前回はすごくわかき学園中心にやりますよと言ったから、ああ、そうなんだというふうに思って、それがトーンダウンしてしまったので、ちょっと不安になっていますので、そこら辺、会長の説明をいただいて、そういうことなのかなというふうに思いますが、わかき学園がやってきたことの実績もありますので、ぜひ広くというか、そこを軸にしながら、軸はやっぱりしっかり持たないと連携ができないと思いますので、そういう形でやっていただけるとあ

りがたいなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、時間がかなり限られてきてしまったんですけども、第二部に移りたいと思います。

ここからは、今、協議会の中でも話し合いをしましたけれども、今回、提示させていただきました第5期障害福祉計画並びに第1期障害児福祉計画の素案ということについて、今日ご参加の方から、ぜひご意見、ご質問等々いただければというふうに思います。

ご発言のある方、挙手をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

これは、お名前とかは特にいただかなくてもよろしいです。

【市民】 東久留米に住んでいます。3つ質問です。

1つは、公開と参加ということで、この資料の23ページ、この上のところに、「東久留米市の障害福祉施策全般についてどのように感じているか」というアンケートに、これ、全体的にこの図表はカラーだとわかるんだと思うんですが、白黒だと大変読みづらいんですが、でも、どう読んでも、「わからない」という人が51%以上あるという数字は、その次のページに考察で、認知度は高くないというふうに分析されていますけれども、「わからない」が51%、これはかなり問題なのではないかというふうに私は思います。やっぱり自治体では、情報公開と参加というのがとても大事なことだと思うので、ぜひ情報公開を重視してほしい。その下に「福祉に関する情報の入手方法について」というところで、圧倒的には市の広報が5割以上、私、今日の会議が公開でやられるというのも、市報でちょっとだけ載っていたので知っただけで、インターネットに載っているかなと思って市のホームページで確認しても、よくわからない、載っていなかったと思うんですけども、次では、「テレビやラジオ」、「新聞・雑誌」というふうに情報入手方法があるんですが、実際は、ほとんど市報と、その次はインターネットですよね。障害者団体の場合、インターネットで知るといって率が多いわけですので、ぜひ情報公開のところでの工夫を今後もやってもらえますかという質問です。

それで、この協議会も、年1回、最後だから公開ということのようなんですけれども、ぜひ基本は公開であってほしいなというふうに私は思います。

2番目ですけども、ちょっと言いづらいんですが、ジェンダーバランスが悪くないですか。ジェンダーバランス、協議会委員の皆さんは、女性の方がい

らっしゃるなというのを何となく感じるんですけども、行政の説明される方が、勤務時間の関係とかいろいろあって大変なのかなとは思うんですけども、それにしても、幹部職員に女性を登用するというようなところを障害者福祉の分野でもやって、位置づけをするおつもりはないですかという質問です。意見と質問とごっちゃみたいですけれども。

それと3番目は、66ページの余暇活動のところなんですけど、他の記述と違うんですね。囲んであるというのは、どういう特別な意味を持たせているんですかという質問です。

私は、仕事柄、デンマークの余暇法なども調べていて、障害者権利条約の中で30条に余暇活動というのが位置づけられていて、とても大事な位置づけがなされる中で、この余暇活動を取り上げているというはすごく大事だと思うんですけども、先ほどの議論の中でも、調査・研究というところの具体化が必要だというふうな発言があったかと思うんですけど、ほんとうにそれ、具体化しないと、結局、調査・研究が枕言葉だったら、何の意味合いもないし、囲みでやっているという特別な意味合いを位置づけてほしいと思います。

あと、例えば世田谷区などでは、やっぱりちゃんと女性を行政として位置づけているというのを聞いていますし、ぜひ東久留米も頑張って、希望が持てるような取り組みをしてほしいというふうに思います。

以上、3点です。

【会長】 ありがとうございます。

私のほうからお答えするのが正しいのかどうかちょっとわかりませんが、公開とか情報提供に関しては、ご意見をいただいたとおりに思います。決して隠しているわけではなくて、公開をしていくという前提で行っているわけですけども、その情報自体が届いていないということになりますと、これはかなり大事なことになると思いますので、市報はこの後も続けてまた公示すると思いますけれども、ホームページでの提示の仕方とか、あるいは、事業所等々も通じた発信の仕方などは、これは考えていきたいと思います。私の私見ではありますが、次期の協議会の中では、ここは検討していきたいというふうに思います。

ちなみに、こういった協議会で話されている議事録につきましては、ホームページのほうに載っておりますので、ぜひごらんください。議事録というか、ほとんど発言録です。まとめずにべた載りしていますので、逆に言うと、まとまってはいないんですけども、会議の様子はかなり生々しくご理解いただけるかと思いますので、ぜひごらんいただければと思います。

公開については、尽力していきたいというふうに思います。

それから、ジェンダーバランスということなんですけれども、これは私からは答えにくいというか、答えられないところもあるんですが……。

お願いいたします。

【障害福祉課長】 本日、こういった形でかかわっている職員が男性しかいないというのは、まさに事実でございますが、市の中にも係長職、管理職にも女性が少ないですが、実際はおるわけです。本日に関しましては、事情があって女性の職員は退庁させておりますが、さまざまな試験についても、市では、女性の方も、例えば係長試験、管理職の試験も職員課のほうでは率先して推奨しているところがございますので、結果として、試験を受けての成績による決定でございますので、必ずしも思うとおりにとはならない場合もございますが、いずれにしても、そこら辺の取り組みに関しては、市として真摯に受けとめながら、取り組んでいるということは申し上げたいと思っております。

それと、先ほど、先生のご説明に、ちょっと追加をさせていただいてよろしいですか。

【会長】 はい。

【障害福祉課長】 この自立支援協議会、今回は公開型ということをしていただいておりますが、通常の会議も基本的には傍聴については特に禁止をしております。ただ、話す内容にプライベートなケースの相談等というような話が出てくるときには、席を外していただくということがあるかもしれませんが、基本的には傍聴自体は了解した形で対応してございます。

それと、情報公開に関してでございますが、この今日の会議についても、市報並びにホームページでお知らせはさせていただいております。ホームページについての見方が難しいというようなご指摘は、いろいろなところからあるかと思いますが、私ども、毎回毎回回の会議までには会議録も載せさせていただけるよう努力しているところでございます。もちろん中身のチェックに若干時間がかかってということではありますが、できるだけ会議録についても公開できるような形で対応してございます。

以上でございます。

※会議の開催についてホームページ上でお知らせしていると回答しましたが、本会議についてはお知らせしておりませんでした。今後は気を付けてまいります。

【会長】 ありがとうございます。

あともう1つ、成人の余暇活動のところなぜ囲みなのかというところで、

本質的なご意見もいただきましたが、これは、沼田さん、なぜなのでしょう。私もよくわかっていないところがあるんですが。

【管理係長】 先ほど、前半の部のほうで委員から話があったと思うんですが、当市において、そこを現状担っている部分として、例えば日中一時というような話もあったかと思うんですが、原則、余暇活動に関する障害福祉サービスというものがいない現状がございます。この障害福祉計画については、サービスの整備等について計画を載せるものなので、本来、現状ないサービスであったり、実施していない事業については載せるものではないという考え方もある中で、協議会の中でやはり多くの委員から、この問題についていろいろなご意見をいただく中で、やはり記載はさせていただいたほうが、当市の計画としてはいいのではないかとということで載せさせていただいているということでございます。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほか……。今、同時に手が挙がったんですが、正面の女性の方。

【市民】 済みません、少し質問したいと思っています。

1点目は、この数値目標は、国の指針と、アンケートということと、あと、事業所の意見とか、実績をもとにしてつくられたということなんですけれども、私もあまりわからないんですけれども、要望としては、やはりアンケート、当事者の意見、そういうものと、事業者、現場の意見を中心にして、数値目標というものは、そこを重視した設定にさせていただいたら非常にありがたいなど、実態に即したものというふうに思っております。それが1点目。

2つ目なんですけれども、先ほどちょっと磯部委員もおっしゃっていたんですけれども、軽度の方、日常的にはあまりそういうサービスを使わない方にとっても、緊急時の対応というのは非常に重要だと思います。軽度の方はなかなかこういうサービスというか、福祉というものに対する近しさも遠いということもありますし、あまりそういうものを活用しないで頑張っているんだという頑張りもありますので、だけれども、やっぱり災害とか緊急時の対応は非常に深刻なものがあって、そのために要支援リストとか、そういうものを設定して支援計画みたいなものを立てられるようにというふうな制度もできましたけれども、それが実際に動いているのか、実態としてそれがどういうふうになちゃんと機能するのかというのは非常に難しいところだと思うんです。そのところも力を入れていただきたいなというふうに思います。

あと3点目としては、新しく30年度から新しい事業としてきたところで、職場定着というのと、地域移行でしたか、2つの制度があったと思うんですけ

れども、これは厚労省としてもなかなか難しいと思っているところなのではないかと。だから新しく制度として入れてきたところなんだろうと思いますけれども、先ほど質問があった実施主体は何ですかというふうなところとか、一人暮らしをしたいという人に対して、どういう相談をして、どういうサービスを提供しながらやっていくというところは非常に重要なところだし、厚労省も注目しているところだと思いますので、ぜひそこも実際に動いていく中で、実践していく中で、教訓もつくりながら、そういうふうになっていくところを進めていってほしいなということ。

最後に、人材育成と離職のことです。事業所の意見のヒアリングの中にも、非常に離職のところ、去年は私、自分の娘が福祉の仕事をしているというのでなかなか難しいという話をしたんですけれども、とても深刻だと思います。これも厚労省も問題としていて、労働条件といえますか、給料を上げる方策とかいろいろ考えていらっしゃるというようなことも聞くんですけれども、人材育成のところ、研修とか勉強会というのはとても大事だと思います。一般企業の中でも、研修がちゃんとしているところは定着率が高いというふうなところもありますし、障害福祉というのは非常に難しい専門性もたくさんあって、制度もとても難しく、わかりにくくて、どんどん変わっていきますので、そういう意味では、現場の方たちはとても苦勞されていると思うんです。事業所単位では非常に人数も少ないし、お金もないしというところで、苦勞されているところだと思うので、ぜひ合同で、市などもお手伝いしていただいて、先生の大学とか、あるいは社大とか、あるいは医療機関の方とか、いろいろな問題が今ありますね。医療のところ、リハビリの問題とか、高齢期の医療の問題とか、延命の問題とか、いろいろなテーマがあると思うので、そういうことをぜひ現場の方たちに役に立つ、実践に役に立つような研修を合同開催などをすれば、困難事例なども出して、「連携」という言葉もこの中にたくさんありましたけれども、いろいろな連携もとれるようになると思うので、そういうことも考えていただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ご質問というか、ご要望、ご意見という形で承ればいいのかというふうに思いました。

最初の数値目標に関してなんですけれども、私の説明が十分でなかったかもしれないですが、国のほうで最低限この数値はという数値が出されている部分があります。その部分に関しては、その数値を満たすような目標値を定めておりますけれども、そうでない部分に関しましては、今、ご意見をいただいたよう

に、やはりアンケートとか事業所の状況などを踏まえた上での目標数値ということですので、ご意見、非常に貴重なことだと思いますので、またそれは生かしていきたいと思います。

それから、軽度の人サービスのことも、先ほど、どなたかからも上がっていた点ともかなり通じるとは思いますけれども、それぞれの人が求めるニーズということと、例えばそれこそ災害のように、自身のニーズというよりは、もうこれは公のほうで責任を持って行わなければいけないことはあると思いますので、その部分をしっかりと見極めていく必要はあるのかなと思います。

特に災害とかそういった点に関しましては、今もまちづくり部会を中心にいろいろな話し合っていていただいていますけれども、体制づくりをこれからもきちんと続けていきたいというふうに思っております。

私もさっき気になったんですが、31ページだったか、災害等があったときに、支援を依頼できる人がいないという方が非常に多い。特に発達障害の方で8割ぐらいの方がそういうことを言っているということで、まさに今、ご意見をいただいたとおりにかと思えます。この数値を改善できるように、これからも頑張っていきたいと思えます。

それから、地域の問題とか、離職の問題とか、このあたりの研修とか、どうでしょう、有馬さんとか、磯部さんのところで何かご意見や、何かありますでしょうか。

【委員】 人材育成の前に災害のことなんですけれども、実は今年度、まちづくり部会は1回しかできなかつたんです。福祉計画の策定が毎月行われていたと。そういう意味では、来年度、しっかりと定期的にまちづくり部会を開催していきたいと。そこで、私のほうから提案しているのは、モデル地域をつかって、例えば氷川台自治会などがやっているところにお邪魔させていただいて、障害のある人たちと連携している実績があるので、そういう形で自立支援協議会が地域に出ていかないと、なかなかこういう障害関係のことが伝わらないのかなと思うので、そういう知らないということを少なくするためにも、我々としては災害を1つのテーマにしながらいきたいなというふうに思っています。

それから、人材育成については、この間の前回でも話をさせていただいたんですが、なかなか厳しい状況がありまして、正規職員、非正規職員、ほんとうにお願いしながらやっているんですが、障害のある人たちが年々高齢化するので、どうしてもやっぱり医療面とか、食事面とか、専門的な視点からほんとうに支援していかないと利用者が困ってしまう状況があります。まして親亡き後ということも迎えております。そういう利用者も少しずつ増えてきておりますので、ほんとうに地域にあるいろいろな資源を活用しながらネットワークを広

げていきたい。

特に、前回も言わせてもらいましたが、わかくさ学園が幼児期からずっと支えてきてくれているというところでは、特に親亡き後で親がいないときに、いろいろ話を聞くときに、そういった乳幼児から戻って話を聞かせてもらって、その生い立ちの中でほんとうに支援の気づきがいっぱいあると思いますので、そういったわかくさや、センターや、それぞれの施設との連携をしっかりとっていきたいというふうに思っています。

今、基準該当で、介護保険事業所が障害関係の事業も実際にやっていますので、そういったものも情報として入れながら、介護保険事業所は、看護師とか、OTとかPTとかもいますので、そういったことも含めて、連携の輪を広げていけたらいいなというふうに思っていますので、さいわいさん、よろしく願います。一緒に頑張りましょう。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、大分時間が迫ってきたので、ご意見のある方は手を挙げていただいて、3名でよろしいでしょうか。4人ですね。そうしましたら、こちらから順番に1人ずつご意見をいただくということで、とりあえずご意見をいただくのはそこで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

では、こちらのお座りの方、お願いいたします。

【市民】 余暇支援について質問します。

有馬委員からも、囲みで1カ所しか出ていないというのは、ちょっとどうしてかなど。それから、先ほどの会長からも、とても大事なテーマなので、もっと積極的にやってもらいたい。

私、第4期の障害福祉計画を見たんです。そうしたら、4章の障害者計画における施策の推進の中の5の就労や社会の活動における生きがいのづくりの推進、それで(2)に、生涯学習活動への支援と余暇活動の充実、その後に、5の②の①から5の②の⑧まで具体的な支援が載っているんです。というのも、なかなか東久留米市独自のいい支援だと思うんです。それなのに、なぜ今回の第5期にはそれを載せていないのか。その評価をどう考えるのかお聞きしたいのと、あと、実は2年前に、東京都に余暇支援の請願をやりまして、都議会で意見書を国に出しているんです。都議会としても、障害者市区町村の包括補助事業の中に、選択事業に余暇支援というメニューを加えたんです。都に「予算はどのくらいですか」と聞いてみますと、いや、上がってくるもの、2分の1ですけども、上限はないですよ、上げてくれれば1,000万つけますよと、そういうふうな事情なのに、なぜ東久留米は、こうやって立派な第4期で計画を示し

ているのに、具体的なことをやらないか。

特に、私がずっと不思議に思っていたのは、先ほどの包括補助事業、都で百何十億、20億ぐらいあるんですか、その中で大体毎年5%ぐらい使い残しがあるんです。10億近いお金が。東久留米市はどうなっているのか。多分、同じようなものではないか。そうしたら、その予算をこういう余暇支援につけ加えればすぐにも事業ができると思うんです。ぜひご検討をお願いしたい。

それから、済みません、もう1つ、障害児の支援ですけれども、先ほど、磯部委員からも、わかくさがとてもよくやっている。我々も随分、わかくさに助けていただいて、ほんとうに東久留米市の生活を支えていただいて、ほんとうに大変感謝しているんです。今もわかくさは、独自事業として、親子教室みたいなところにも相当たくさん、100名を超えていると聞いているんですけれども、親御さんたちが登録してやっている。ただ、それをそのまま支援センターに移せば移ることなのに、ただ、具体的な第5期に「検討する」という非常に消極的な表現を使うというのは、ちょっと私の耳に対しては腑に落ちない。なぜそういうふうな表現になったかご説明いただけるとありがたいです。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

余暇支援のことが1点と、それから障害児計画のところは1つということで、これは第4期に比べると具体的な記述が少ないのではないかとということです。そうかもしれないですね。

この今日お配りした素案に関しては、図表とか数値とかを載せなければいけない部分を載せていて、囲みのところなどは……。

済みません、では、お願いします。

【管理係長】 ご質問のありました前回計画との違いという部分なんですけれども、前回計画、これが東久留米市障害者計画と、第4期障害福祉計画という2つの計画が一緒になっているものでして、79ページのところが、実は障害者計画のところになるんです。障害者計画は、市全体、障害福祉課のみならず、障害者にかかわる全体の計画となっております、その中で、例えば担当部が生涯学習課であるとか、図書館であるとか、そういったところの取り組みもこの計画には載せさせていただいているということで、そういったものが今回の計画に載っていないのは、今回は障害福祉計画ということで、障害福祉課が主にかかわっているようなサービスについての計画になっているからということでございます。

【会長】 お配りした資料の3ページですか、計画の関係図が出ていますけれども、今、事務局のご説明だと、ご指摘いただいた部分に関しては、障害者

計画のほうに載っているということなので、当然、第5期にそれは生きているものということになります。今日、議題の中でお話しさせていただいたのは、その下にある第5期、それから第1期の計画というところですよ。ですので、次の32年度、3年後を迎えたときには、障害者計画そのものも変えていくということになります。

あと、お金のことです。お金のことはどうなんでしょうか。私はちょっと答えられないんですけども。

【管理係長】 東京都の包括補助という補助金のご質問だったと思うんですが、実は幾つか事業所から、この補助金を活用できないかという相談は受けている状況です。ただ、東京都に確認したところ、現状、相談を受けた事業所がやっている事業は、例えば週に3日とか4日の預かり的な事業を想定しているものということだったんですが、東京都の補助金のメニューとして用意しているものは、例えば月に1回、2回、余暇活動をするといったようなもので、なかなかやっている実態と補助金の中身のマッチングができていない状況がまずあるということです。

予算に関しては、管轄外になるんですけども、一般的には、都でもそうなんですけれども、市の予算が逆に足らなくなると、それは例えば事業所に対して市の負担金で払えないとか、手当てが受給者に払えないというような状況になってしまうので、一般的には、多少余るものだというふうに認識しております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

最後に、障害児計画のセンターの問題ですけども、これは先ほど磯部委員からもご質問があった点です。承って考えていくというところしか今日はお答えできませんけれども、わかくさが今まで行ってきた活動が中心になっていくということに関しては、おそらく市内でも認識はできていると思いますので、そこの部分は大事にして考えていきたいと思います。

ちょっと時間がありませんので、真ん中の青い……。はい、どうぞ。

【市民】 僕は、失語症というのは高次脳機能障害の1つなんですけれども、今日初めて来たんですけども、大体はわかるし、どういうことを言っているかということもわかるんですけども、結局、一番僕がわからないのは、何ページ、何ページ、何ページと、数字をバババとやると、混乱してきてわからなくなってしまう。ゆっくり、そういうことなので、それを要約筆記で……。

(「プロジェクター」の声あり)

【市民】 ボードで、そういうことだけでも書いてもらって、そうするとわ

かるんです。そういうことで、失語症の会議などだと、やっぱり要約筆記というのは定着してきました、そうすればわかるんです。そういうことをこういう会議ではやれば、それで出てきますので、手話は常識になってきて今日もやっているけれども、それと同時に要約筆記をやって、耳で聞くだけではわからなくて、目で見るとわかるということもあるので、そういうことをやって、障害者自身がここへ来てやるということをもっとやってもらいたいなというふうに思います。そういうことです。

【会長】 では、お願いいたします。

【障害福祉課長】 ただいまの要約筆記の件でございます。要約筆記も含めまして、今回、なかなかわかりづらかったという点、私ども、配慮が足りなかったなということで反省してございます。さまざまな会議やさまざまな状況、いろいろなところで情報を得ながら、いろいろな障害の方々には説明がしやすくなるような、そういった工夫をこれからもしてまいります。本日は配慮が足りず、ほんとうに申しわけございません。

【会長】 ありがとうございます。

では、よろしくお願いいたします。

【市民】 一番最初の磯部さんがおっしゃっていた障害者差別法に関連して聞いてください。

(録音音声再生 ※録音音声のため、一部発言が不明確な部分がございます)

【市民】 東久留米町の相談者の生活場所を考える会です。障害福祉課の外出。1、 の計算もできない。2、相手の意味が見抜けない。3、昔のことは何も 判(印鑑)を押し続けてきた。4、 する(すぐばれるうそをつく、最低)単細胞。5、福祉制度が調べられない。6、日本語が理解できない。7、議会軽視よりも議会無視。

以上、東久留米市にとって、いい恥さらしです。7項目全て証明しましょうか。だからこそ、内閣府のエリート職員に「変な人ですね」と言われています。

2点提起させていただきます。

平成29年11月30日、東久留米市障害福祉課長、後藤寿之様。昨日、障害者差別法について障害福祉課長宛てに、ご判断できる資料などをお渡しいたしました。平成28年4月6日、話し合いの席で東久留米オンブズの会から障害福祉課長に対し、福祉サービスは障害者差別法とは関係はありませんかという質問に対して、障害福祉課長は、はっきり明確に「関係ありません」とご回答されましたことは事実であります。

以上のことがあり、障害福祉課長として、平成29年12月5日の4時までにご回答をいただきたい。

平成29年12月5日、東久留米市福祉保健部障害福祉課長、後藤寿之、文書について（回答）。日ごろより市行政に対するご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。さて、11月29日及び30日に収受しました文書について確認いたしましたところ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の第10条に同様の内容を確認することができませんでした。恐れ入りますが、ご確認いただきますこととあわせて、お問い合わせの際は、出典などにつきご提示をいただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

国の内閣府に障害者差別法第10条福祉サービスの提供における差別の禁止を問い合わせたところ、内閣府は自治体に対し一律に通知は出している。内閣府との電話での会話を放送します。

普通に差別解消の10条を読めば、普通の日本語能力がある方……。

。その10条がどこにあるか。 されてきているのと、見つけられなかった。そういう回答をもらったので、障害福祉課の課長さんが、障害者差別法の第10条が調べられなくて見つからなかったと。私に教えてほしい。 はどうすればいいですか。

内閣府では、どう対応しているのでしょうか。

ちょっと法律というのは、当然日本中で公開されているものですから、その10条という、当然存在しているものなので、それを役所の人が、私には見つけられませんでしたと言っているのは、それはそちら側がかなりおかしなことなので、内閣府でどうこうと言われても困るんですけども。別の方にもう一度話してみてもいいですかね。

障害者差別解消の10条が存在するかどうかわからないなど、そんな答えをほんとうにしているんですか。

10条でファクスが送られてきたので困って内閣府に電話しましたとおっしゃっています。

10条の何々については何々ではないかみたいな話をして、それはわかりませんではなくて、10条が存在しているかどうかわかりませんと言っているんですか。

はい、そうです。

ちょっとそれは、もう一度確認していただいたほうがいいと思うんですけども、それは障害者差別解消法の第10条は間違いなく存在していますので、そこを と言っているというのは、どうなんですかね、何か勘違いとかでなければ……。

10条で差別法が障害者総合支援法の調べた結果、見当たらないという回答が出た。

(録音音声終了)

【会長】 よろしいですか。ちょっと時間が大分迫ってきているのと、この件に関しましては、市のほうでまた個別に対応させていただくということです。今、聞いていて、ごめんなさい、内容は私も十分把握し切れないところがあるので、あとでそれは個別の中でじっくりと聞かせていただいて対応させていただければと思います。よろしいでしょうか。

【市民】 はい。

【会長】 では、最後、もう一方いらし……。はい、お願いいたします。

【市民】 今日はありがとうございました。特別支援学校に子どもを通わせている当事者の母です。

2点ほど質問させてください。

ページで言うと59ページですが、共同生活援助の第5期の部分があります。数値目標としては、結構上がっているように見えているんですけども、具体的な事業所名とかは結構なんですけど、「じゃあ、うち、やりますよ」というような事業所が実際にあるのかどうか、全く新規に設立するという形であるのかどうかということをお教えいただきたいということと、あと、66ページの部分です。皆さん、話が上がっていますが、今日、ここに参加するに当たり、今年度の第1回から第4回の協議会の逐語録については目を通させていただいた上での質問なんですけれども、たしか第2回目でしたか、一昨年うちの特別支援学校のPTAが、障害福祉課の方と懇談をしたときに、やはり青年・成人期の余暇活動についての話をされていて、そこについて参加した30近い保護者の方から大きな拍手があったというところでは、この青年・成人期の余暇活動についての制度的な整備というところの意識は、実際、障害児を育てている私たち親からしても非常に大きな関心事です。うちの子たちが青年期になるときには、私たちの親の介護ももちろん始まってくるに当たり、やはり作業所を終えて帰ってくる時間に、ダブルの介護をするような現実が、現状も行われている中で、東久留米だけではなく全国的にこの問題についての課題についての整備は進めていくものだと私は強くここで訴えたいと思っています。

東久留米だけではなく、よその地域でもきっと声として上がっていると思うんですが、そういった部分について、この協議会の委員の方々ですとか、あと、全国的にどういう声があるのかということをお、今日の返答でなくてもいいので、次回以降、何か私たち市民にご提示いただけたらと思いますので、よろしくお

願いたします。

【会長】 ありがとうございます。

59ページの見込み数値に関しては、これは根拠といたしますか、新規事業等々のことでは、情報はありますでしょうか。

願いたします。

【障害福祉課長】 根拠はということでございますが、事業者の方々に、この計画をつくるに当たりまして、アンケートと、あわせてヒアリングを行いました。幾つかの団体で考えているという話も含め、また実際にいろいろな動きをしているというところもありまして、今回、トータルでは、29年から30年までのところでは、16人の増がなされているかと思えます。こちらは、この年度に具体的にそういった計画があるという話を踏まえまして、数値に入れさせていただいております。

また、この数値自体は、市内の事業所だけではなく、市外のグループホームの利用者も含めての数字ですので、この点も加味した数字ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

あともう1点、余暇活動のことについてですけれども、先ほどからたびたび話題に上がっております。どこの場で、どういう形でこれを担っていくのかということも含めて、正直、今すぐご回答できる内容は私の頭の中にもないです。ですので、来年度以降もこの支援協議会の中で逐次話題にして話し合っていきたいと、そこまでしか今日はお答えができないんですけれども、たくさんの意見をいただきましたので、その点については十分踏まえて話し合いを進めていきたいと思っております。

当初予定していた時間からかなりオーバーしてしまいまして、これは司会の不手際、私の不手際で申しわけございません。

まだご意見等々いろいろあるかとは思いますが、限られた時間の中ですので、今日はここで閉会にさせていただきたいと思っております。

市からの説明もありましたけれども、この後、2月の半ばあたりからパブリックコメントを募集することですので、引き続き、ご意見のある方は、ぜひ関心を持っていただいて、たくさんのご意見をいただければと思います。

最後に、一言だけお話しさせていただきます。

今日、一般公開ということで、昨年はパラパラしか来ていただけなくて、今日、こんなにたくさんの方に来ていただきまして、ほんとうにありがとうございます。また、貴重なご意見をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。

ます。

自立支援協議会、それぞれの事業所とか、代表の方に集まっていたいて、このような形で進めております。私も含めてなんですけれども、一生懸命話し合っております。ただ、ほんとうの意味で正しい答えが見つかっているかという、なかなかそこまでたどり着いていないという現状もあります。我々もわからないこともたくさんありますので、ぜひ市民の皆さんにも関心を持っていただいて、どんどんご意見とかご支援をいただければというふうに思います。

また、特に今日感じたことは、やはり正しい情報を正しく発信するというのを、今日、ご意見としていただきまして、その部分をかかなり意識していかなければいけないなということを改めて感じました。誤解とは言いませぬけれども、思っていることが同じ土台に乗っていないというようなこともあるのかなというふうに感じましたので、情報発信というところは大事にしていきたいと思っております。

あと、障害のある方の支援とか福祉ということに関して、これは私の個人的な意見で最後に述べさせていただきますが、ハートの部分と、それから実際に動く部分があると思っております。これ、どちらでも、片方だけでは成り立たないことなので、気持ちを持って活動していく。あともう1つは、やはり言葉ということをお大事にしていきたいと思っております。いろいろ発言の中で誤解を招くようなこともあったかもしれませんが、それを伝えていく、語る言葉ということにも注意を向けて、この後、協議会を進めていければというふうに思っております。

今日は、長い時間、どうもありがとうございました。

済みません、私の不手際でこんなに30分のオーバーです。申しわけありませんでした。(拍手)

では、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —